

請求人 様

西宮市監査委員 村 西 進
同 阿 部 泰 之

西宮市職員措置請求について（通知）

平成 20 年 3 月 25 日付西監収第 55 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」につきましては、同年 4 月 2 日の監査委員会議で、請求書の補正を求めることを決定し、請求人から平成 20 年 4 月 18 日補正書の提出を受け、同年 4 月 22 日及び同年 5 月 12 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由によって住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、田中正剛監査委員、野口あけみ監査委員は、本件請求に関して利害関係があることから地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥となっています。

記

第 1 請求の内容

平成 20 年 3 月 25 日付西監収第 55 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」及び平成 20 年 4 月 18 日に提出されました「西宮市職員措置請求書の補正書」により、請求内容を要約すると次のとおりです。

1. 地方自治法第 100 条の調査権、政務調査費に関する第 13 項及び第 14 項に基づく「西宮市議会政務調査費の交付に関する条例」第 6 条では、政務調査費の交付を受けた会派及び議員は政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない、と目的外使用支出を禁止しているが、収支報告書には政務調査費の具体的、個別的な用途の明細の記載がないため内容は全く不明である。
2. 「西宮市議会政務調査費の交付に関する規則」第 6 条は政務調査費の用途基準は別表に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるものに定め、別表に項目、内容が示されている。調査研究に資するための必要な経費の一部に充てることが義務付けられた補助金であり、政治活動を目的とした支出や個人の学習の費用に充てることが違法行為である。各地で不当、違法な政務調査費が発覚し返還されているが、司法、会計感覚では背任、横領を疑わずものもあるようである。
3. 情報公開された収支報告書は、大まかで杜撰で当事者以外は内容が不明で、誰に、何に、何時、何円支出したという重要な事実の記載がない。一部に会派、議員が自由に使える第二

報酬という考えもある。法令外使途は明らかに違法である。

- 4 .平成 15 年度から平成 19 年度の合計支出額 334,642,481 円は、社会通念、会計感覚では明らかに使途不明金である。議員の第二給与（報酬）といわれるように誤解や批判が多く、会派や議員でも違法な使途を適法な使途扱いとしていたことが監査、裁判の結果で明らかである。
- 5 .本件の政務調査費については、交付後の会派における使途の違法不当性有無の判断の根拠資料としては公文書の収支報告書以外は不明である。西宮市情報公開条例の公文書公開申請で公開された収支報告書には具体的、個別的な使途の明細の記載がなく確証の添付もないので、使途が適法であったと判断することは極めて困難か不可能に近い。
- 6 .具体的、個別的な記載のある使途の明細と確証が提出されない限りにおいて、一律に違法不当な支出であるとせざるをえない。決算時に使途の明細の根拠資料が不可欠であるが不明であり、収支報告書に具体的、個別的な使途の明細の記載がない。
- 7 .最近、自治体の監査、地裁の判決で返還勧告、返還命令が下され広く報道されるまで住民、納税者等の社会一般が知りえることは極めて困難で不可能に近いのが現実である。全戸配布の予算が執行されている「西宮市議会だより」にも掲載されていない。以上が期間制限の適用を受けないとする正当な理由である。
- 8 .使途の適法性が証明されていない合計金額は全額が不当、違法である。よって、返還請求の措置を西宮市長山田 知及び西宮市議会議長乃至議会事務局長に請求する。今後に適法な支出と証明された内容分金額は本来の法定政務調査費であるのでその相当分金額は返還請求額から減額して返還請求の措置をされたい。

第 2 地方自治法第 242 条の要件にかかる判断

住民監査請求の対象となる行為は、市職員が行った財務会計上の行為若しくは怠る事実が違法不当であると認識され、請求人によって具体的な理由をもって本市職員等に係る固有の違法不当性を摘示されることが必要であるとされています。

また、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」とされているところです。（最高裁判例〔平成 2 年 6 月 5 日、平成 16 年 11 月 25 日、平成 16 年 12 月 7 日〕）

しかし、本件請求において、請求人は専ら西宮市議会の会派(一人会派を含む)による政務調査費の使途について、収支報告書には政務調査費の具体的、個別的な使途の明細の記載がなく確証の添付もないので、内容は全く不明で、使途が適法であったと判断することは極めて困難

か不可能に近く、その目的外支出を主張するのみで、違法不当な財務会計行為が特定されると認められません。また、具体的、個別的な記載のある使途の明細と確証が提出されない限りにおいて、一律に違法不当な支出であるとせざるをえず、使途の適法性が証明されていない合計金額は全額が不当、違法であるとしていますが、このことは、請求人の独自の推測や、主観的な見解・解釈を主張しているに過ぎないと言わざるを得ません。

なお、請求人は、市議会議長に対しても返還の措置を講じることを求めています。地方自治法第 242 条第 1 項は当該地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員についての一定の財務会計上の行為若しくは怠る事実を住民監査請求の対象と定めており、また、議員、議長については最高裁判決(昭和 62 年 4 月 10 日)、学説等により、住民監査請求の対象である財務会計上の行為を行う権限を有しないものとされており、市議会議長に対する返還の請求は不適法です。

以上によって、本件請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求としては適格性を欠いており、受理することはできません。

以 上